する平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額（以下この項において「平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」という。）又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額（平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額に該当するものを除く。）」と、「及び平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」とあるのは「、平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」とする。

第二十八条の九第一項第一号イ(1)中「二十五年間」を「二十五年三月間」に改め、同号イ(2)並びにロ(1)及び(2)中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改め、同号ハ(1)中「十八年間」を「十八年三月間」に改め、同号ハ(2)、ニ(1)から(4)までの規定及びホ中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第三十二条の四第十三項中「第十五条の二の三」を「第十五条の二の四」に改める。

第三十九条の二十三第十七項及び第十八項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

第三十九条の三十九の二第五項第二号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改め、「第二項第二号」の下に「(次条第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「及び平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額及び連結繰越税額控除限度超過額」を「、平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額及び連結繰越税額控除限度超過額」に改め、「第六十八条の九の二第三項」の下に「又は第六十八条の九第四項」を加え、「又は平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額」を「、平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額又は連結繰越税額控除限度超過額」に、「及び同項第四号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」を「、同項第四号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額及び法第六十八条の九第十二項第五号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」に改め、「及び第二号」の下に「(次条第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「と、「繰越控除金額（同条第三項」を「と、「が最も古いものから順次控除されたものとして控除した残額）を当該各連結事業年度のうち最も古い連結事業年度から順次合計した」とあるのは「のうち控除可能期間（法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法第六十八条の九第一項又は第二項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日から、平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第三項の規定を適用したならば各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除することができる最終の連結事業年度終了の日までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日が最も早いものから順次控除され、その控除可能期間の末日が同日であるものについては古いものから順次合計した」と、「繰越控除金額（同条第三項」に改め、「平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第三項」と、「」の下に「「が最も古いものから順次控除されたもの」とあるのは「のうち控除可能期間の末日が最も早いものから順次控除され、その控除可能期間の末日が同日であるものについては古いものから順次控除されたもの」と、」を加え、「と、「同条第一項」を「と、「最も古い連結事業年度」とあるのは「控除可能期間の末日が最も早くなる連結事業年度（控除可能期間の末日が同日である場合には、最も古い連結事業年度）」と、「同条第一項」に改め、「及び第五項第二号」の下に「(次条第十九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を、「同条第八項」の下に「において準用する同条第四項」を加え、「及び平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」を「、平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」に、「及び同項第八号に規定する平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額」を「、同項第四号に規定する平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過個別帰属額及び法第六十八条の九第十二項第五号に規定する連結繰越税額控除限度超過個別帰属額」に改め、「と、「繰越控除金額（同条第七項」を「と、「が最も古いものから順次控除されたものとして控除した残額）を当該各連結事業年度のうち最も古い連結事業年度から順次合計した」とあるのは「のうち控除可能期間（読替え後の法第六十八条の九第六項の規定の適用を受けた連結事業年度終了の日の翌日から、平成二十二年度以前分読替え後の法第六十八条の九第七項の規定を適用したならば各連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除することができる最終の連結事業年度終了の日までの期間をいう。以下この号において同じ。）の末日が最も早いものから順次控除され、その控除可能期間の末日が同日であるものについては古いものから順次控除されたものとして控除した残額）を当該各連結事業年度のうち控除可能期間の末日が最も早くなる連結事業年度から順次合計し、その控除可能期間の末日が同日であるものについては古いものから順次合計した」と、「繰越控除金額（同条第七項」に、「連結事業年度」とあるのは「(」に、「連結事業年度」と、「同条第六項の規定による控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に同条第七項」を「連結事業年度のうち控除可能期間の末日が最も早くなる連結事業年度（控除可能期間の末日が同日である場合には、最も古い連結事業年度）」と、「同条第六項の規定により控除された金額（既に同条第七項の規定により控除をしてもなお控除しきれなかつた金額（既に同条第七項の規定による